報

○告示

目

(金曜日)

11月11日

令和 4

保安林予定森林(山口市)(森林整備課)………………… 次

口

山口県告示第三百四十三号

定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。 ればならない区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第三百二十一号)により指 害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

令和四年十一月十一日

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

解除に係る形質変更時要届出区域

部、字宮ノ洲六三三の四の一部並びに字宮ノ洲浜七五七の一の一部及び七六三の二の 下松市大字東豊井字宮浦七四九の七の一部、 七五一の三の一部及び七五五の一の一

二 特定有害物質の種類

部

年

講じられた汚染の除去等の措置

シアン化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

土壌汚染状況調査の実施による基準適合の確認

 \equiv

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 山口県告示第三百四十四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 令和四年十一月十一日

保安林予定森林の所在場所 山口市秋穂東字北山一〇三〇二の一〇

山口県知事

村 岡

嗣

政

農林水産大臣

指定の目的

土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

2 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口



(一八八) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査